

○立命館大学大学院専修生規程

2010年2月19日

規程第832号

(目的)

第1条 この規程は、立命館大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第72条第2項にもとづき専修生に関する事項を定めることを目的とする。

(種類)

第2条 専修生は、次の研究科で受け入れる。

- (1) 法務研究科
- (2) 経営管理研究科

2 前項第1号の専修生を法務専修生と称し、前項第2号の専修生を会計専修生と称す。

(資格)

第3条 前条第1項第1号の研究科に専修生を志願することができる者は、当該研究科の専門職の学位を得た者または得る見込みの者、かつ志願の日の属する年度の翌年度において、司法試験法第4条第1項第1号により司法試験受験資格を有する者とする。

2 前条第1項第2号の研究科に専修生を志願することができる者は、当該研究科のアカウンティング・プログラムにおいて専門職の学位を得た者とする。ただし、専門職学位を得た日の次の学期開始日から起算して2か年を過ぎた者は、専修生を志願することができない。

(出願)

第4条 専修生を志願する者は、所定の期日までに次の出願書類を添え、専修生として学習の継続および施設の利用を希望する研究科の長に願い出なければならない。

- (1) 専修生願
- (2) 外国籍の者は、在籍期間に相当する日本国の在留資格を有することを証明する外国人登録証明書または旅券の写し
- (3) その他研究科長が必要とする書類

2 専修生として学習の継続および施設の利用を許可された期間が終了し、引き続き専修生を希望する者は、前項に定める手続きを行わなければならない。

(選考および決定)

第5条 前条の志願者については、研究科教授会で選考のうえ研究科長が専修生として学習の継続および施設利用の許可を決定する。

2 研究科長は、前項の決定を志願者に通知する。

(専修生の登録手続)

第6条 専修生として学習の継続および施設の利用を許可された者は、所定の書類を提出するとともに専修料を納入しなければならない。

2 前項の手続を所定の期日までに行わなかったときは、前条の許可を取り消す。

第7条 削除

(期間)

第8条 専修生として学習の継続および施設を利用することができる期間は、立命館大学学則第15条に定める学年の1年間または学期の6か月間とする。

(学習に関する助言)

第9条 専修生は、本学の教員から、学習に関する助言を受けることができる。

(施設利用の範囲)

第10条 専修生として利用することができる施設は、研究科の認めたものとする。

(専修生証)

第11条 専修生には、その身分を証明するものとして専修生証を交付する。

2 専修生証に関する事項は、立命館大学学生証規程に定める。

(諸規則の遵守)

第12条 専修生は本学の諸規則を守らなければならない。

(許可の取消)

第13条 本学の諸規則に違反する行為または専修生としてふさわしくない行為があったときは、専修生の身分を剥奪し、学習の継続および施設の利用を中止する。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、大学院教学委員会で行う。

附 則

この規程は、2010年4月1日から施行する。

附 則 (2011年12月2日大学院学則の全部変更および法務専修生の出願資格等の変更に伴う一部改正)

この規程は、2012年4月1日から施行する。

附 則 (2012年3月2日大学院教学委員会の設置に伴う一部改正)

この規程は、2012年4月1日から施行する。

附 則 (2014年7月28日法務専修生の志願資格の変更に伴う一部改正)

- 1 この規程は、2014年9月1日から施行する。
- 2 2014年9月30日までに法務専修生を志願する者については、第3条第1項中「司法試験法」とあるのは、2014年10月1日施行司法試験法の一部を改正する法律による改正後司法試験法として適用する。